

堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金交付要綱

令和4年9月26日制定

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、本市の区域内に所在する入居・居住系事業所（共同生活援助事業所及び施設入所支援事業所をいう。以下同じ。）において、利用者に新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染者が発生した場合に、当該事業所が民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第3項に規定する民間賃貸住宅をいう。以下同じ。）等を感染者の療養に係る場所として一定期間賃借した場合の当該賃借に係る費用を補助することにより、障害者及びその家族の生活を支えるために必要不可欠な障害福祉サービス等が継続して提供されるよう支援を行うことを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

4 定義

この要綱における用語の意義は、特に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の法令の定めるところによる。

5 補助事業等

- (1) 補助対象者は、本市の区域内に所在し、かつ、本市から障害者総合支援法の規定に基づく指定を受けている入居・居住系事業所を運営する者とする。
- (2) 補助事業は、入居・居住系事業所において利用者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に、当該事業所が、陽性者又は当該事業所における他の利用者（以下「陽性者等」という。）の療養、隔離等に係る場所として利用することを目的に新たに民間賃貸住宅等を賃借し、その場において陽性者等の障害特性を踏まえた介護の提供を現に行う事業とする。ただし、当該事業が、ゾーニング等により陽性者等の療養、隔離等に係る場所の確保が容易である事業所におけるものである場合は、補助事業には該当しないものとする。

6 補助対象経費

前項の規定によりこの要綱に基づく補助の対象となる経費は、同項に規定する補助事業（令和4年4月1日以後の実施に係るものに限る。）の実施により生じた経費（当該事業の実施に係る民間賃貸住宅等の家賃及び光熱水費に限る。）とする。

7 補助金の額

- (1) 補助金の額は、第5項第1号に規定する事業所ごとに、同項第2号に規定する事業の実施に係る各月において、当該事業の実施により生じた経費の実支出額と200,000円とを比較して低い方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (2) この要綱に基づく補助については、予算の範囲内で行うものとする。

8 補助金の交付の申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金交付申請書（様式第1号）を、補助事業に係る年度の末日までに市長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業計画書（様式第2号）
 - イ 堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金に係る誓約書（様式第3号）
 - ウ 役員情報届出書（規則様式第1号の2）
 - エ 収支予算書（規則様式第3号）
 - オ 前年度決算書
 - カ 申請に係る経費の積算根拠を確認することができる資料
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

9 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 規則の規定に従うこと。

10 補助金の交付決定の通知

- (1) 市長は、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に交付決定の通知をするものとする。
- (2) 市長は、交付決定に係る審査に当たり必要と認めるときは、申請者の協力を得て、その申請内容について実地に調査を行うことができる。

11 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付の申請を取り下げることができる。

12 補助金の変更交付の申請

申請者は、補助金の交付決定後における事情の変更により、申請の内容を変更して補助金の変更交付の申請を行おうとする場合は、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金変更交付申請書（様式第5号）及び第8項第2号に掲げる書類の

うち、変更前及び変更後の事業内容を確認できる書類を、変更があった日から起算して30日を経過した日又は当該変更があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

1.3 補助金の変更交付決定の通知

市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類によりその内容を審査し、適当と認めるときは、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請に係る申請者に通知するものとする。

1.4 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日と第10項の規定による交付決定の通知（前項の規定による変更交付決定の通知を受けた者にあつては、当該通知）を受けた日とのいずれか遅い日から起算して10日以内（市長においてこれにより難しいと認める場合にあつては、市長が別に定める日まで）に、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(2) 堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業実施報告書（様式第8号）

イ 収支決算書（規則様式第8号）

ウ 申請に係る経費の積算根拠を確認することができる資料

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1.5 補助金の額の確定通知

市長は、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

1.6 補助金の交付

(1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後に交付する。

(2) 補助事業者は、堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金交付請求書（様式第10号）に堺市新型コロナウイルス感染症対策民間賃貸住宅等賃借事業補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

1.7 消費税等

補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの要綱に基づく補助に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円である場合を含む。）は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）により、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本

部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

1 8 帳簿の整備等

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等並びに補助事業に係る経費の積算根拠を確認することができる資料を整備し、補助事業の完了後10年間保管するとともに、市長において必要があると認め、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 補助事業の完了後においても、市長は、必要と認めるときは、補助事業に係る積算根拠その他この要綱に基づく補助金に関することについて、補助事業者の協力を得て調査することができる。

1 9 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第15項の規定による額の確定通知が完了しているものに係る補助金については、この要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。